

平成24年4月1日

防衛省装備施設本部

## 建設工事のいわゆるダンピング受注に係る品質確保の対策について

地方防衛局及び地方防衛支局(長崎防衛支局を除く。)が発注する建設工事のいわゆるダンピング受注対策について、以下の通り改正いたしましたので、お知らせします。

### (1) 施工体制確認型総合評価方式について

原則として予定価格が**5,000万円以上**の工事において、「**施工体制確認型総合評価落札方式**」を**試行実施**することとしました。

これは、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する総合評価方式です。

なお、「**施工体制確認型総合評価方式**」が適用される工事については、入札公告及び入札説明書にその詳細を記載いたします。

### (2) 低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査について

原則として予定価格が**5,000万円以上**の工事において、「**低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査**」を**試行実施**することとしました。

これは、予算決算及び会計令第86条の調査対象者のうち各費目毎の積算が別に定める基準を下回る者を対象に、入札参加者が作成した工事費内訳書が、品質の確保がなされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査するものです。

なお、「**特別重点調査**」が適用される工事については、入札公告及び入札説明書等にその詳細を記載いたします。

(3) 提出資料の作成に必要な書式について

必要な書式については、【「施工体制確認型総合評価方式」または「特別重点調査」の資料の提出に必要な書式について】をご覧ください。

**【問い合わせ先】**

**防衛省 装備施設本部 施設計画課**

**施設契約室 施設契約審査第2係**

**03-3268-3111 (内) 36494**